

高山市立中山中学校いじめ防止基本方針

はじめに

令和7年度版

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童（生徒）の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても生徒および学校職員、地域の方々のいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「高山市立中山中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識 教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、如何なる理由があっても正当化されるものではない。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（3）学校としての構え

- ・いじめ事案は、校長案件と捉え、その未然防止と早期対応において組織で取り組む。
- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、かけがえのない生命と学校生活を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した、組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」「如何なる理由があろうとも正当化されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切に教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら最低でも3カ月間は見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

（自己有用感を高める取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての生徒がかけがえのない存在で、どの子も仲間と関わり自己肯定感を味わいながら望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科指導を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命はかけがえのないことや人を傷付けることは絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」と感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・「花ひらく優しさの心」を通して仲間のよさを見つめながら、よりよい人間関係の構築を図る。

（2）「なりたい自分」に向けた心根づくり

- ・全ての生徒がキャリアパスポートを作成し、自らの夢に向い希望をもって生き生きと学校生活を送る権利を有している。何者もその権利を奪うことは許されないというキャリア教育を進める。

（３）「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり互いに認め合ったりする中で、「わかった」「できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・予習に重点を置き、誰もが「わからない」「できない」を大切にした授業改善を図る。
- ・「挙手に頼らない授業」を合言葉に、分かる生徒のみで授業を進めることなく、挙手がない生徒への意図的指名を通して広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動を保障するよう留意する。

（４）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心等、確かな規範意識が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをできるよう「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、「人間尊重」の精神や気風を醸成する。

（５）全ての教育活動を通じた指導（自己調整力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点に留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に達成感と貢献感を味わわせ、自己存在感と自己貢献感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

（６）ＳＮＳを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱い、並びに貸与されたタブレット端末に関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、それらを介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の代表者も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期アンケート（記名式・無記名式）はダブルチェックの実施、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「４ いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。（土日・祝日を跨ぐことなく、
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さないようにきめ細かい情報交換を日常的に行い、「嫌な思いをした。」を基準とした「いじめ」の認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・いじめの認知件数（１０００人単位）の経年結果の推移を、教師のみならず生徒とも共有する。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって最悪を想定して生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を

行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに客観的な事実を根拠に保護者説明を行う。（安易に子ども同士の謝罪で終わらせない）
- ・指導の中で、いじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないように、人格を否定することなく、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいく。
- ・自分の子が「いじめを受けていないか」でなく「いじめをしていないか」の視点も助言する。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員、PTA 役員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

【学校職員】

校長、教頭、◎生徒指導主事、保健主事、学年主任、特支主任、教育相談主任、養護教諭

【学校職員以外】

PTA 代表、スクールカウンセラー

- ・「子どもと地域を語る会」においても、いじめについての情報提供や議題提案を積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5 いじめ未然防止の年間プログラム

月	取組内容	備考
4月	・学校だより、Web ページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共有 ・第１回心のアンケート（記名）、教育相談の実施（家庭訪問）	「方針」の確認 校内関係者のみによる校内生徒指導・教育相談委員会は4月当初から隔週実施し、「いじめ未然防止・対策」について話し合う。

5月	- PTA 総会の資料で「方針」説明（保護者向けスマホ・携帯安全研修予定） - 体育大会の取り組みから生徒の様子を観察、確認 - QU アンケート - ネット使用の約束、取組目標の設定	
6月	- 第2回心のアンケート（記名）の実施、教育相談の実施 - 学校運営協議会 - SCによるストレス・マネジメントに関する授業（各学年） - SNS安全教室・人権教室実施（予定）	
7月	- 第1回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 - 第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施【<u>外部専門家含む</u>】 - ネットの約束チェックの実施 - 第3回心のアンケート（記名）の実施、教育相談の実施	第1回県いじめ調査 ※生徒同士で意識できるように生徒会や委員会でも取り組む
8月	- 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） - 第2回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（夏休み前の評価） - 高山市生徒会サミットに対しての働きかけ	夏季休業中の指導
9月	- 学校だよりによる取組の見直し等の公表 - 高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	※前期の活動の振り返りと後期の重点を確認する。
10月	- 第4回心のアンケート（記名）の実施、教育相談の実施 - 学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） - QU アンケート（1，2年）	
11月	「言葉の暴力」をアンケートで実態調査予定 「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） 「言葉の暴力」調査結果を通信で発信予定	
12月	「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ防止対策の発表） 「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） - 第3回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） - ネットの約束チェックの実施 - 第5回心のアンケート（記名）の実施、教育相談の実施	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	- 職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） - 教職員による次年度の取組計画	
2月	- 第6回心のアンケート（記名）の実施、教育相談の実施 - 生徒会の取組のまとめ - 第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） - 学校運営協議会	
3月	「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） - 学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

学校いじめ早期発見、事案対処マニュアル

【基本】

- いじめに対する校内体制の確立（教師の認識の高揚、悩み調査、情報交換⇒早期発見）
- いじめは絶対許さない学校・学級づくり
- 教育相談の充実（定期的相談、気軽に相談できる場面づくり、個人・集団面接の工夫）
- 保護者、地域との連携（報告・連絡・相談体制の確立）

(1) いじめが発覚した場合 いじめられた生徒の立場に立ち、全力で守るという姿勢

- ・管理職、関係職員でいじめの事実とこれまでの経過について共通理解する。
- ・今後の対応（いじめられた生徒、いじめた生徒）について共通理解する。

(2) いじめられた生徒からの事実確認・保護者への対応（担任・学年主任・生指等）

- ・生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけ、共感的に聞きながら、事実確認をする。
- ・保護者の思いもしっかり聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・生徒と保護者に、安心して生活できるようにすることを約束し、具体的な対応については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(3) いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、該当生徒から正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮すると共に、思い込みや憶測が入らないよう慎重に行う。
- ・いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないよう配慮する。複数いる場合は、極力個別に聞き取りを行い、得た情報を教師間で交換する。
- ・周囲の生徒から聞き取る際には、事実の確認だけでなく、傍観していた事実から迫る。
- ・担任、学年主任（複数）は家庭訪問し、生徒と保護者に直接対応する。その際、生徒が加害を認めれば、本人から保護者にその事実を話させるようにし、被害生徒宅を訪問する。
- ・生徒が行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。
- ・その行為の重大性に気づかせ、反省を促すと共に、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないよう配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもの接し方について助言する。

(4) 学級・学年全体への指導と関係機関との連携

- ・いじめられた者の辛さを理解させる。はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長することを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
（いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得ておく）
- ・担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告、その後の家庭での様子について情報交換を行うなど、3ヶ月間は継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また教師から積極的に声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。
- ・スクールカウンセラーや相談機関との連携を図る。

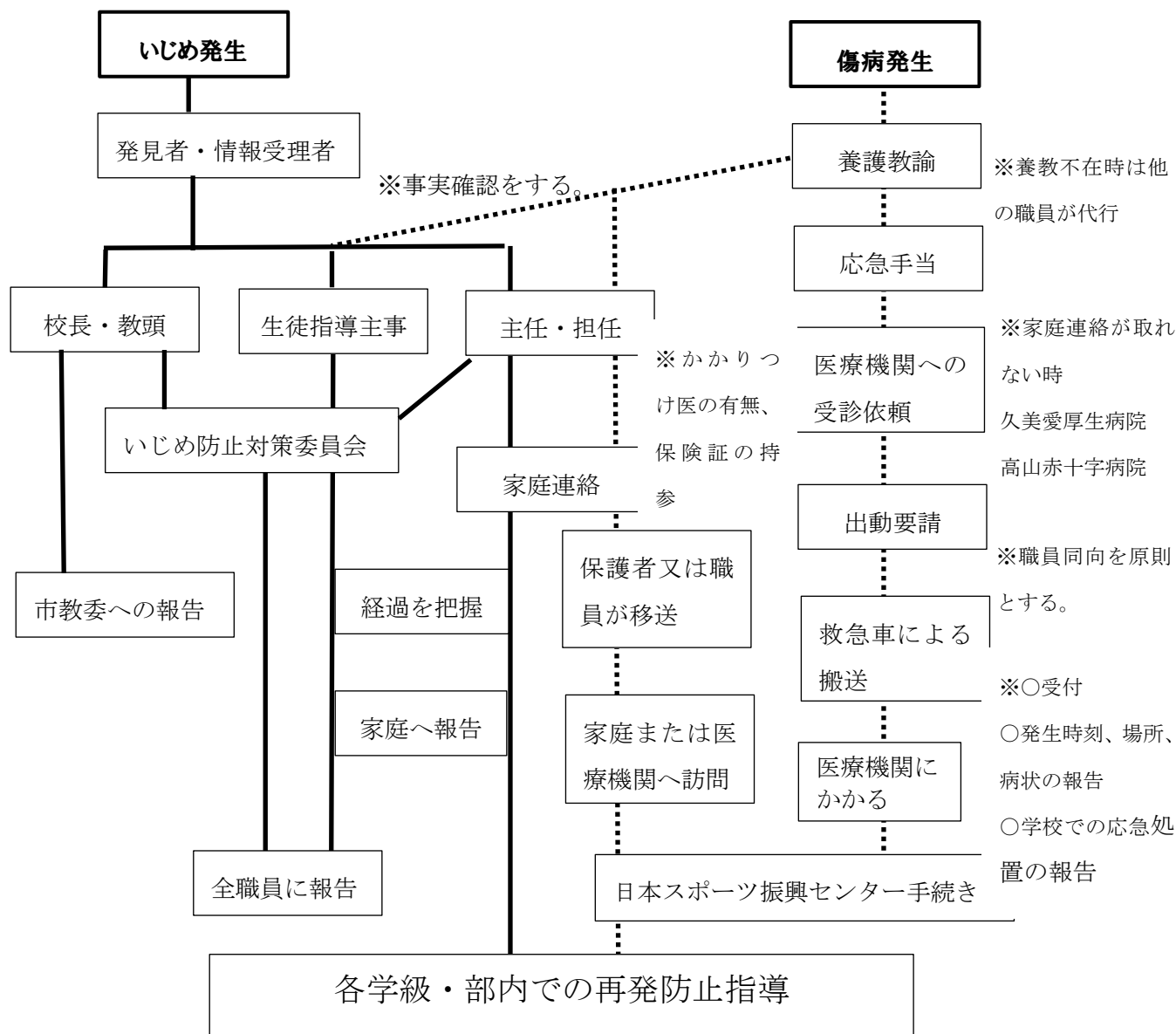
～即日・対応～

令和7年度

緊急措置体制

高山市立中山中学校

※関係職員不在時は他の職員で臨機応変に対応する。



医療機関等電話番号

救急車	119	高山市教育委員会	学校教育課	35-3154
高山赤十字病院	32-1111	あらたに整形外科・内科		34-9825
久美愛厚生病院	32-1115	光華眼科医院		32-3711
加藤医院	32-0070	おおはし耳鼻咽喉科		32-8733
岡本歯科医院	35-1648	表歯科医院		72-5255

すばやい対応 誠意を尽くす 気づかう

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応の徹底】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的に丁寧に複数職員が連携して事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた。或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安心を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
被害生徒の安全を最優先にした体制をつくる。
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導への協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】総合教育会議や高山市児童生徒等の重大事態調査委員会と連携して対処

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・進学先への引継ぎと見守りの徹底。同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）